

令和 8 年度 高校教育改革における教育用生成 A I 導入に係る業務委託仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度 高校教育改革における教育用生成 A I 導入に係る業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、高校教育改革を先導する拠点校等において、生徒自身が課題を整理し、思考を深めるための「対話」を行う教育用生成 A I を導入し、授業や探究活動などで日常的に活用し、学ぶ力の育成につなげる。

4 事業全体のイメージ

令和 8 年度：各拠点校等における取組の試行的実施

令和 9 年度：各拠点校及び協力校等における取組の実施、研究・開発

令和 10 年度：各拠点校及び協力校等における取組の実施、成果検証、県内高等学校等への普及

5 導入対象（人数は令和 8 年 5 月 1 日現在）

学校名	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	教職員	計
岡山県教育委員会	-	-	-	22	22
岡山県立岡山操山高等学校	280	277	-	75	632
岡山県立東岡山工業高等学校	282	266	-	82	630

6 協力校の取扱い

拠点校が、改革目標を実現するために必要不可欠な他の学校等を「協力校」とするが、令和 9 年度以降に本事業の対象となる協力校については、岡山県教育委員会が指定する。

7 契約限度額

5, 4 6 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

8 本委託業務の範囲

本委託業務の対象期間は、上記全体イメージのうち 1 年目（令和 8 年度）のみであるが、受託者は事業全体（3 年間）の取組内容を十分に理解した上で、本委託業務の目的を達成するため、以下の業務を行う。

8 委託業務の内容

- (1) 生成 A I を活用した対話型支援アプリのライセンスの導入
- (2) 導入校及び教育委員会への支援体制の構築

- (3) 学習履歴のデータ提供
- (4) 保守体制の整備

9 AIアプリの機能要件

- (1) 生徒が入力した問いに対し、直接的な解答を示さず、課題を整理し、思考を深めるための対話が可能なアプリであること。
- (2) 音声入力、音声出力に対応していること。
- (3) 画像の読み込みによる問いかけが可能であり、視覚的な資料からも、教科ごとに異なる思考のプロセスに応じた対話を通じて、授業や探究学習のサポートができること。
- (4) 生徒の学習履歴を、検索・分析が可能な構造化されたデータとして保存・蓄積できること。
- (5) 学校又は教育委員会が独自に設定する評価指標に基づいて、学習効果を測定・分析できること。
- (6) 生徒及び教職員によるデータ閲覧の範囲の制限が可能なこと。
- (7) 生徒及び教職員の活用実態を収集・分析する機能があること。
- (8) 教職員及び教育委員会が生徒の利用状況を確認できること。

10 AIアプリの仕様要件

- (1) アカウントは「5 導入対象」に在籍する教職員と生徒に対し個別に付与されること。
- (2) クラウド配信型のサービスであり、県が指定する学校及び各家庭から利用可能であること。
- (3) 対応 OS に Chrome OS、Windows 及び iOS を含むこと。
- (4) 専用ソフトウェアをインストールする必要がなく、Chrome、Microsoft Edge または Safari 等の標準的なブラウザで利用可能であること。
- (5) サービスにアクセスする際に、岡山県が生徒及び教職員に配布している教育版限定ドメイン（@gse.okayama-c.ed.jp または@365.okayama-c.ed.jp 等）に紐づく Google アカウント又は Microsoft アカウントによるシングルサインオン（SSO）連携が可能であることとし、権限のない第三者アカウントからのアクセスを遮断する仕組みを有すること。
- (6) システム及びサービスの内容は、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン ver2.0」（文部科学省 令和 6 年 12 月 26 日）に沿ったものとする。
- (7) 生徒や教職員が入出力した内容が、生成 AI の機械学習・追加学習に利用されず、かつ目的外の利用及び第三者への提供がなされないための技術的・契約的措置（オプトアウト等の適用）が確実に講じられていること。
- (8) サービスを構成するサーバ、データベース及びバックアップの保管場所は日本国内（国内リージョン）とし、適用法令が日本法であること。生成 AI の処理を外部事業者の API 等により行う場合は、当該事業者名、入力データの保存の有無及び期間、並びに提供元が公表している範囲での処理地域を示すこと。
- (9) 暴力、憎悪、性的または自傷行為等の有害な内容を生徒が入力した場合、フィルタ

リングによる除外または回答しないなどの対応が可能であること。

- (10) 機能アップデート、内容の修正等が行われた際には、追加費用なく適応されること。また、その際にユーザー側の操作は必要なく反映されること。

11 運用条件

- (1) 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。
- (2) 障害発生時に直ちに対応できる体制を整備し、授業や課外活動への影響が最小限となるよう対応すること。
- (3) A I アプリ導入時に、希望する教職員に対し、操作方法等の研修（オンラインあるいはオンデマンドも可とする）を実施すること。
- (4) A I アプリを効果的に活用できるよう、年間を通して活用事例などの情報提供を継続的に行うこと。
- (5) 測定・分析した構造化データについて、希望する教職員に対し、活用事例等の研修（オンラインあるいはオンデマンドも可とする）を実施すること。
- (6) 利用状況及び学校現場からのフィードバックを踏まえ、機能改善及びA I モデルの更新を計画的に行う体制を有すること。
- (7) 9(4)及び(5)に基づく効果検証を実施するとともに、教育委員会の求めに応じ、検証結果を報告すること。

12 その他留意事項

- (1) 契約不適合
契約完了後において、納品物に契約不適合が発見された場合は、本県の指示に従い、必要な処置を受注者の負担において行うものとする。
- (2) 転入生への対応
転入学によって生徒アカウントの追加が必要となった場合は、費用負担なくアカウントを転入生に付与すること。
- (3) アカウントの継続利用
本事業終了後、公費あるいは利用者負担等により、継続して該当生徒のアカウントを利用したい場合は、アカウント情報の引き継ぎを行うものとする。
- (4) 情報セキュリティ基準の事前審査
ア 提案事業者は、本企画提案プロポーザルの参加意思確認書の提出にあたり、本県が指定する「情報セキュリティ基準適合状況自己申告書（様式第1－2号）」及びその客観的根拠資料（利用規約、API オプトアウト仕様書、ISMS/ISMAP 証跡、国内リージョン設定画面の写し等）を添えて提出しなければならない。
イ 提出された自己申告書において、1項目でも「不適合」がある場合、または必須根拠資料の提出がない場合は、本企画提案プロポーザルの参加資格を満たさないもの（審査対象外）とする。
ウ 受託候補者決定後、申告内容に虚偽が発覚した場合は、契約を結ばないこと（又は契約解除）ができるものとする。
- (5) その他
ア 業務に関して、本仕様書に記載したもののほかに必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。

- イ 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、県と受託者は相互に連絡を密にすること。
- ウ 仕様書及び契約書に記載がない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者の協議により決定する。
- エ 本事業は国の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に係る業務であり、当該事業は、終期（令和 11 年 3 月 31 日）までに事業計画で定める教育改革の成果を上げる必要があり、令和 10 年度末までの取組の継続性が強く求められるものである。このことから、令和 9 年度及び令和 10 年度の本業務の契約について、令和 9 年度及び令和 10 年度の岡山県予算への当該経費の計上に係る岡山県議会の議決が得られた場合は、令和 8 年度の本業務受託者と随意契約を行うことがある。

13 個人情報に関する取扱い

本業務の履行及び作成された成果物における個人情報の取扱いについては、以下に定めるとおり取り扱うものとする。

- （１） 本業務で使用する個人情報については、その必要性を十分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮するものとする。
- （２） 本業務で使用する個人情報については、収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- （３） 本業務に関して取得・蓄積した生徒及び教職員のデータ、学習履歴、対話ログ等について、本業務の目的又は目的達成に必要な研究・開発の範囲を超えた利用、並びに第三者への開示・提供を固く禁ずる。研究・開発に利用する場合は、個人が特定されない形に加工した上で利用し、あらかじめ本県に利用目的を示すこと。なお、これらのデータを生成 A I モデルの機械学習・追加学習に利用してはならない。また、契約期間が終了した際は、バックアップを含め本業務に係るすべてのデータを速やかに消去し、教育委員会の求めに応じ、本県に対し「データ消去証明書」を提出すること。